

Q どのような人が裁判員に選ばれるのですか？



A 選挙権のある人(有権者)から裁判員を選びます。

衆議院議員の選挙権がある人(有権者)であれば、原則としてだれでも裁判員になることができます。ただし、選挙権のある人でも法律上、裁判員になることができない人もいます。

Q 裁判員になれないのは、どのような人ですか？



A 次のような人は裁判員になることができません。

- 欠格事由のある人＝一般的に裁判員になることができない人
 - ・国家公務員法38条の規定に該当する人(国家公務員になる資格のない人)
 - ・義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する人は除く)
 - ・禁錮以上の刑に処せられた人
 - ・心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人
- 就職禁止事由のある人＝裁判員の職務に就くことができない人
 - ・国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
 - ・司法関係者(裁判官、検察官、弁護士など)
 - ・大学の法律学の教授、准教授
 - ・都道府県知事および市町村長(特別区長を含む)
 - ・自衛官
 - ・禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人
 - ・逮捕または勾留されている人
- 事件に関連する不適格事由のある人
 - ＝その事件について裁判員になることができない人
 - ・審理する事件の被告人または被害者本人、その親族、同居人など
 - ・審理する事件について、証人または鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護士等、検察官または司法警察職員として職務を行なった人など
- その他の不適格事由のある人
 - その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人



裁判員制度に関するお問い合わせは……
熊本地方裁判所 ☎325-2121

市民 KOSHI CITY のひろば

互いを認める 男女共同参画まちづくり講座

6月20日、ことぶき大学と共催で、男女共同参画まちづくり講座が御代志市民センターで行なわれました。

男女共同参画推進懇話会が「男女共同参画クイズ」として、合志市が昨年制定した男女共同参画の条例の名前や、合志市の女性のPTA会長の人数など、身近な問題を出題し、男女共同参画を考えるきっかけになったようです。

また、「自分らしく生きるために～男女共同参画という発想～」と題した講演では、熊本大学の鈴木桂樹教授が「若者男女みんなそれぞれ個性があり違いがあり、それを認め合うことがとても大切」と話し、男女共同参画社会という発想・視点について学びました。



講演する鈴木教授

災害時に協力

5月30日、市と菊池西部衛生有限会社(坂井清一代表取締役)が「災害時における塵芥及びし尿・浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書」の調印、締結を行ないました。

これにより、災害が発生し、一般廃棄物等の収集運搬とトイレの設置について必要がある場合は、市の要請に応じて菊池西部衛生が協力体制をとることになります。



協定書が取り交わされました

地域のつながり ～ふれあい教室～

市では地域のコミュニティづくりと活性化を目的として、国の補助事業である「まちづくり交付金事業」を活用し、下町、二子区周辺に合志中央団地、地域づくり交流公園、歩道の整備を行なっています。

7月13日には、この事業の一つとして地域づくり交流公園でふれあい教室が開かれ、たくさんの地域住民が参加しました。参加者は竹馬を作ったりタケノコご飯を作ったりと、それぞれに交流を深めました。



郷土料理づくり

竹馬づくり

コミュニティ助成事業 (宝くじ普及広報事業)で備品を購入 すずかけ台自治会

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業で、コミュニティ活動に使用する備品が整備されました。

この、コミュニティ助成事業は、宝くじ普及広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成決定を行なうもので、今後のすずかけ台自治会のますますの発展が期待されます。



整備された備品